



現在頁 月 日	
× 八九名	<p>渡邊部隊命令 二月十九日一五三高地 東部標高一〇〇高地 一聯隊八直轄部隊の一部ヲ現所屬ニ復歸セシメ爾後ノ 作戰ヲ準備セントス 二第×中隊ハ任務終了付速ニ標高一三〇高地西北側 ニ至リ現所屬ニ復歸スベシ 渡邊部隊長 渡邊 大佐 下達法 各隊命令受領者ヲ集メ口達筆記セシム</p>
二月二十日 水曜日 晴	<p>於南部野水池ニ又路 一 中隊ハ午前中日直下士官ヲシテ體操點足ヲ實施セシム 二 五〇ヨリ「ラッフル」大學生ヲテ軍ノ合同慰靈祭ヲ實施セ ラルハ、付 中隊長 橋本少尉 下士官代表トシテ藤崎伍長 以下二名 文代表トシテ小田兵長以下五名ヲ参列セシメ殉國勇 士ノ靈ニ哀悼ヲ誠ヲ捧ゲ今ハ無キ戦友ノ往時ヲ個ビツ、</p>

陸軍

0152

勤務	現在員 月 日	勤務
四本日ノ勤務員左ノ如シ	二月二十一名 金曜日 晴 於南部貯水池三又路 一中隊ハ午前中兵器被服ノ手入ヲ實施セシム 二一五〇ヨリ競馬場ニ於テ師團ノ合同慰靈祭實施セラレ、 三付 中隊長 橋本少尉 御掃管長以下三十五名出席 四一七〇〇終了シ歸隊ス	吳福ヲ祈ル 一、二〇〇〇完了シ、歸隊ス 三本日ノ勤務員左ノ如シ 日直下士官 山 本 兵 長
且自轉車監視トシテ残置留セル丸山 松浦西一等兵無事 歸隊ス	三、二〇〇〇シヨルハールニ残置セシ自轉車約三十臺ヲ受領ス	

東京・大橋納

0153



命令	勤務	月日	現在員	異動	日直下士官 部隊衛兵	打坂伍長 桂伍長 以下八名
四 輕第五二三部隊日日命令	三本日ノ勤務員左ノ如シ 日直下士官	二月二十二日 土曜日 晴 於南却野水池示又路	六九〇名	陸軍軍曹 中塚康造		
二月二十二日 一大 東部隊前一二〇〇高地	高橋伍長	一中隊ハ殘置自衛車全部ヲ受領セルニ故障車多ク以テ午 前中之が先全ナル整備ヲ實施セシム 二中隊長ハ〇九〇〇ヨリ 第二大隊將校全員ト共ニ病院ニ 名譽ノ戰傷將兵一同ノ見舞ニ赴ク				

陸軍

0154



現在頁 月 日	五 九〇名	一 昭和十七年二月二十一日發令
二月二十四日 月曜日 晴 於南部野水池三叉路	補近衛歩兵第五聯隊大隊長	歩兵第五聯隊大隊長陸軍少佐
一 中隊ハ又時起床西作命第二號ニ基キ一〇〇〇出發準備ヲ完了ス	三 柴 恒 夫	
二 材料並ニ彈藥監視トシテ前田 本葉兩一等兵船南島ニ服務ス		
三 二〇〇大隊ハ第一中隊舎前道路上ニ整列シ三 柴 大隊長ニ最後ノ挨拶ヲナシ新隘地ニ向ヒ前進ス		
途中自轉車ノ猛行軍ナレ共全員一致協力一名ノ落伍者ヲテク一八四〇無事 アイエルンバムニ到着 先發者ノ指點ニ基キ宿營ス		

東京・大橋納

0155

命令

四

西作命第一號

第二大隊命令

二月二十四日、
標高二三〇高地、西北側

陸軍

一師團(河村少將指揮下部隊)ハ「ジヨホル州」及昭南島ヲ除ク馬來全域ヲ迅速ナル治安肅清ニ任ズ

渡邊部隊(第一大隊)工兵小隊師團無線一分隊 衛生隊

六分一 第四野戰病院(二半部隊) 第二防疫給水部ノ一部ヲ

屬スハ南警備隊トナリ「ネグレンビラン」及「マラカ州」ノ迅速ナル治安肅清ニ任ズ

第一大隊ハ高分ノ間其ノ主カヲ「マラカ」ニ置キ「タンボン」

及「ゲマス」ニ各ニ中隊ヲ基幹トスル兵力ヲ配置シ治安肅清ニ任ズ

第二大隊(五號無線一六號無線ニヲ屬ス)ハ主カヲ「セレンバン」

ニ置キ「レボ」及「ポートライクン」ニ各ニ中隊ヲ基幹トスル

兵力ヲ配置シ迅速ナル治安肅清ニ任ゼントス

0156

第一大隊トノ治安肅清地域ノ境界ハ「リンギ」河「ケレンドン」
 「タニン」北方約八料哩標五又路及「セルケ」
 「リ」
 二至ル鐵道線路トス
 線ハ八第一大隊ニ屬ス
 三佐伯隊（機關銃一分隊五號無線一ヲ屬スハ「ポート」
 「位置」ニ迅速ナル治安肅清ニ任ズベシ
 四岩田隊（機關銃一小隊六號無線一屬スハ「レ」
 「位置」ニ迅速ナル治安肅清ニ任ズベシ
 五各隊ノ治安肅清地域ノ境界左ノ如シ
 大隊主力「ポート」
 佐伯隊「線」ハ主力ニ屬ス
 佐伯隊「ポート」
 岩田隊「線」ハ岩田隊ニ屬ス
 岩田隊「セ」
 「レ」
 「バ」
 「ン」
 「ト」
 「フ」
 「ア」
 「ラ」
 「シ」
 「ラ」
 「及」
 「タ」
 「ニ」
 「ン」
 「ト」
 「ノ」
 「境」
 「界」

東京丁大橋納

大隊主力二線 線上六主力ニ屬ス

六治安肅清ノ細部ニ關シテハ別ニ示ス

×爾餘ノ諸隊ハ大隊直轄トナリコセレンバンニ位置スベシ

ハ出發ニ關シテハ別命ス

九予ハ部隊本部ニ在リ

第二大隊長 西原大尉

下達法各隊命令受領者ヨリ集メ口達筆記セシム

命令 五

西原命第二號

第二大隊命令

二月二十四日 標高一三〇高地西北側

ハ大隊ハ本二十四日自動車及自轉車ニ依リ新駐地ニ

向ヒ前進セントス

ニ自轉車部隊本二十四日一三〇第七中隊舎前ヲ先頭

トシ左記行軍序列ニ依リ正面ノ途上縱隊ニ集合スベシ

左記

大隊本部 第七中隊 第八中隊 機關銃中隊
大隊砲小隊 第六中隊

競馬場西南南五百米十字路ヨリ大隊少佐ノ指揮ヲ以テ
「シガポール」ー「ラビス」ー「タンピン」道ヲ新駐地ニ向テ前進ス
但「タンピン」以西ハ予ノ指揮ヲ以テ前進ス

三自動車部隊ハ本二十四日一四〇〇也ニ前項十字路附近ニ
到リ左記行軍序列ニ入り御前中尉ノ指揮ヲ以テ
「シガポール」ー「ラビス」ー「タンピン」道ヲ新駐地ニ向テ前進
スベシ

左記

第一大隊 工兵小隊 聯隊本部 軍旗中隊 通信中隊
聯隊砲中隊 速射砲中隊 衛生隊 第四野戰病院
第二防疫給水部 第二大隊
四行軍間ニ於ケル宿營及大休止地点ヲ左ノ如ク豫定サル

東京・大橋納

二十四日(宿營) 自動車自轉車部隊共

「シンパンレンガム」「アイエルムバン」間

二十五日(大休息) 自轉車部隊

「ハツアナム」以東

五宿營準備ノ為各隊ハ左記人員ヲ本二十四日〇九〇〇

迄ニ大隊本部前ニ差出シ水本軍曹ノ指揮ヲ以テ

一〇〇〇迄ニ聯隊本部ニ到ラシメ狭戸尾中尉ノ指

揮ニ入ラシムベシ

大隊本部 下士官 一 突 一

第七第八中隊 突各 一

大彈藥運搬ノ為各中銃砲隊ヨリ突一名ヲ二十四日一〇〇〇

迄ニ大隊本部前ニ差出シ吉川軍曹ノ指示ヲ受ケシムベシ

心金櫃護衛及遺骨護送ノ為第八中隊ヨリ左記人員ヲ

二十四日一〇〇〇迄ニ大隊本部前ニ差出シ副官ノ指示ヲ

受ケシムベシ	左記	上等兵	ハ各隊遺骨ハ同時迄ハ大隊本部ニ護送シ副官ニ引キ	渡スベシ	九各隊前物ハ本二十四日ヨ九ヨ迄ハ大隊本部前ニ差込スベシ	予ハ本二十四日ニヨ第ニ中隊舎前ニ在リ後部隊	先頭ヲ行進ス	第ニ大隊長代理	西原大尉	下達法各隊命令受領者ヲ集メ口達筆記セシム	西作命第三號	第ニ大隊命令	二月二十四日一九〇〇 アイエルベムバン	ハ大隊ハ本二十四日「アイエルベムバン」ニ宿營セントス
--------	----	-----	-------------------------	------	-----------------------------	-----------------------	--------	---------	------	----------------------	--------	--------	------------------------	----------------------------

東京・大橋納

0161

ニ各隊ハ別隊要圖ノ如ク設置者ノ指示ニ依リ就宿スベシ
三佐々木准尉ハ露營日直將校トシテ服務スベシ
四勤務員トシテ左ノ通り差出スベシ

巡察 第六中隊ヨリ 將校(准士官)

露軍衛兵 第八中隊ヨリ 長

上等兵

兵

右衛兵ハニコロコロニ機關銃中隊舎前ニ差出シ佐々木准尉

ノ指揮ヲ受ケシムベシ

各隊ハ前項ノ外直接警戒ヲ實施スベシ

五給養ハ携帶口糧甲ヲ使用スベシ

六予ハコアイエルムバン北端ニ在リ

第二大隊長代理 西原大尉

下達法 各隊命令受領者ヲ集メ口達筆記セシム

命令
×

西作命第四號

第二大隊命令

二月二十四日ニ〇三〇
アイエルバムバン

一、大隊八明二十五日依然新駐地ニ向テ前進セントス

二、自轉車部隊八明二十五日〇×ニ〇迄一左記行軍序列

ニ依リ大隊本部前ヲ先頭トシ北面ノ途上縱隊ニ集

合スベシ

左記

大隊本部 第八中隊 機關銃中隊

大隊砲小隊 第六中隊 第七中隊 第五中隊

三、横小路中村ハ自動車部隊ヲ指揮シ同時迄ニ現在地附近

ニ於テ其ノ行軍序列ニ入ルベシ

行軍序列ハ西作命第二號ノ如シ

四、各隊ハ朝食ヲ喫シ晝食ヲ携行スベシ

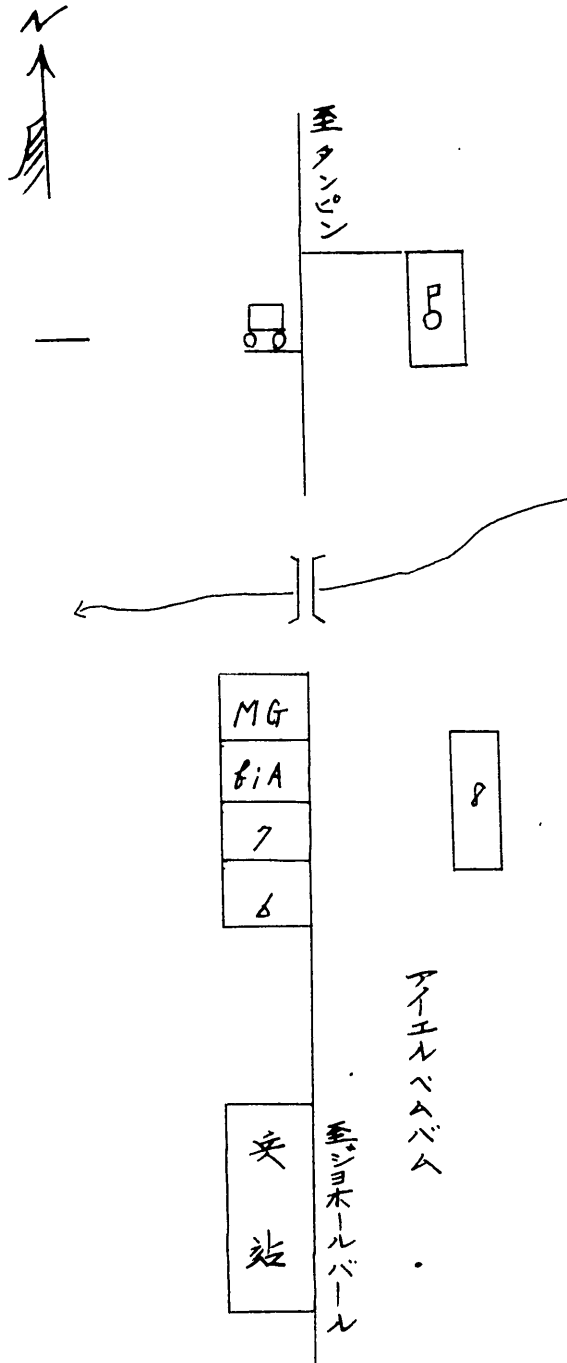
五、設備者トシテ左記人員ヲ二十五日〇四三〇迄ニ衛兵所前

東京・大橋納

0163

別紙

アイエルベムダム宿營要圖



0164

ニ差出シ木本軍曹ノ指示ヲ受ケシムベシ

左記

大隊本部

下士官

一

矣

一

第六中隊機關銃中隊

矣各一

木本軍曹ハ前項ノ員ヲ指揮シ二十五日四時迄ニ聯隊本部入口三又路ニ到リ狭ノ尾中尉ノ指揮ヲ入り大隊

ノ設營ニ任ズベシ

×其他ニ關シテハ西原命第二號ニ同シ

ハ予ハロメニロ大隊本部前ニ在リ

後部隊ノ先頭ヲ行進ス

第二大隊長代理

西原

大尉

下遺法各隊命令受領者ヲ渠メテ遺筆記セシム

陸軍伍長

今日

惣

一

入院中ノ處治悉退院本日中隊復歸ス

異動

八



現在頁 月 日	九 八 八 名	陸軍一等文 上野次男 診断結果第二野戦病院ニ入院ス
二月二十五日 火曜日 晴 於アイェルトハムラビス北方ニ	一中隊ハ六時起床 七時出發準備ヲ完了ス	足ニハ出發 アエルヒタムーヨシペンラビス道ヲ猛進ス 本日
ハ昨日ニ比シ 暑氣激シク 無風ニシテ 諸所ニ渴病患者	ヲ散見スルノ難行軍ナリキ	ニニロ三ロラビス 着大隊ハ一時間三十分ノ大休止ニ入り夕朝
食ヲ收綴ス ニニエロ西ビ前進ヲ開始シ月明ノアス	フアルト道ヲ前進ロニニラビス北方道標一ニ哩無名部	落ニ於テ大休止ヲナス 不眠不休ノ重苦シキ自轉車行軍が續々共全員志氣旺盛 ニシテ異状ナシ

（東京・大橋納）

0166

現在員 月 日	勤務	異動
<p>三月八日 二月二十六日 水曜日 晴 於之ス北方ニ哩一セレンバン 一中隊ハロ×三ノ起床直ニ出發準備ヲ完了シ兩ノ中ヲ前進 ス 〇九三〇セガマツト」着朝食ヲ喫ス 二両ビ前據ヲ起ス又道路ハ起伏シ且猛暑ノ爲自釋車事 故頻發シ本隊ヨリ後ル者多數アリ 一三〇〇ゲマス」着 晝夕食ヲ炊爨ス 三大隊ハゲマスヨリ自動車行ナリ 中隊ハ第二次輸送ニ決定 依ツラ一セロ」迄大休止ヲナシ一セ三〇出發ス 二二二〇セレンバン」着先發設營者ノ指示ニ基キニ二〇〇 宿營準備ヲ完了ス 四本日、勤務員左ノ如シ 日直下士官 二張 軍曹 陸軍一等兵 保田 守</p>		

0167



現在員 月 日	
二月二十七日 本曜日 晴 於 セレンバン	<p>聯隊本部勤務等ノ處本日ハ隊復歸ス 八九名</p> <p>一、隊ハ八時起床午前中兵器被服、手入等宿舎整備 ヲ實施ス</p> <p>二、シシゴラ 第二次貨物受領ノ為仁井上等兵ヲシテ機關銃 中隊大杉少尉ノ指揮ヲ受ケシム 本日出發ス</p> <p>三、三〇ヨリ内部巡視ヲ實施スルモ 短期間ナリシニモ不抱 概ネ良好ナリ 然レ共細部ニ亘リテハ未ダ充分ナラス 猶 一層ノ努力ヲ要ス 訓示ヲナス</p> <p>四、一六三〇ヨリ聯隊長ノ訓示並ニ指示アルニ付小隊長以上 出席ス</p> <p>五、二〇〇〇西作命第五號 同第六號ヲ受領シ材料貨物ノ 梱包等ヲナシ出發準備ヲ完了ス</p>

東京・大橋納

0168

勤務

六、本日ノ勤務員左ノ如シ

日直下士官 二張軍曹
部隊衛兵 郷路伍長

以下九名

命令

六、

渡作命第九五號

南警備隊命令

二月二十七日ハバン

一、南警備地區ニ於ケル敵性分子ノ分布ニ策動
狀況ハ別紙要圖ノ如シ

二、警備隊ハ渡作命第九一號ニ抱ラズ配備ノ一

部ヲ變更シ迅速ナル治安肅清ヲナサントス

三、第一大隊ハ依然現任任務ヲ續行スベシ

四、第二大隊ハ主力ヲ「セレンバン」ニ置キ明二十八日ヨリ

「ハハ」クアラピラー「クアラクラー」

ニ各一チ中隊ヲ分駐セシメ「ネグリセンピラシ州」迅

速ナル治安肅清ヲナスベシ 各分駐地ニハ憲兵
同行シ之ニ協力スル筈

五防疫給水部ハ前項分駐地ニ防疫作候ヲ派
遣シ給水源ヲ調査シ其ノ結果ヲ報告スベシ

六予ハ「セレンバン」警備隊本部ニ在リ

南警備隊長 渡邊 大佐

下達法 第一大隊長及第一大隊副官ニハ要旨口達

後印刷交付

命令
八

西作命第五號

第二大隊命令

二月二十×日
セレンバン

一「セランゴール」州附近ノ敗殘兵士ニ共産匪ノ情況別紙
ノ如シ

ニ大隊ハ「セランゴール」州ノ掃蕩並ニ迅速ナル治安肅

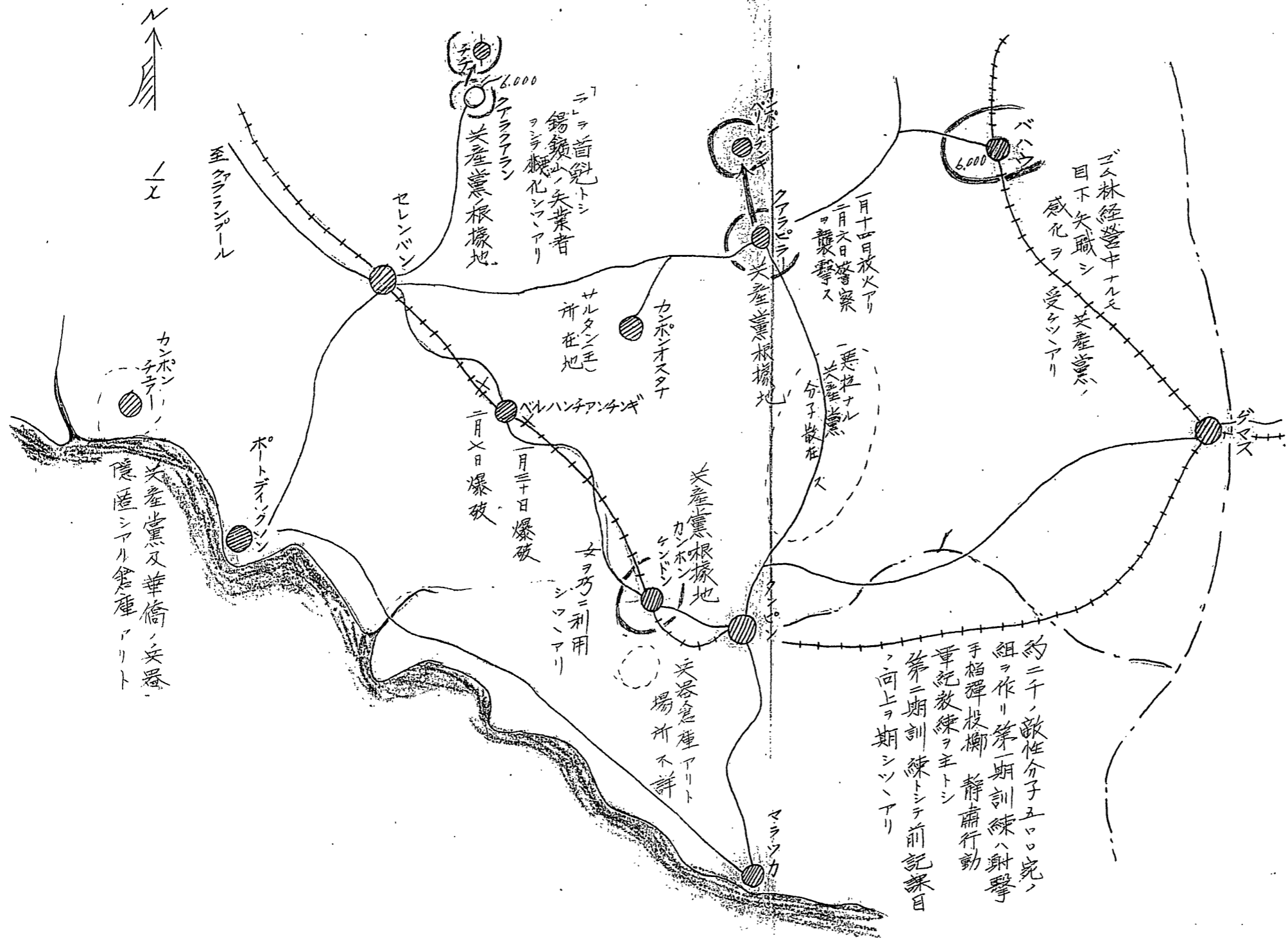
清ヲ實施セントス

東京・大橋納

0170

別紙

南警備地区ニ於ケル敵性分子ノ状況



0171

三 第六中隊（機關銃一分隊 迫撃砲一門（長以下三名） 自動貨車一 軍醫一ヲ屬ス）ハ「バハウ」警備隊トナリ「バハウ」ニ位置シ 同地及其附近ノ掃蕩並ニ迅速ナル治安肅清ニ任ズベシ

四 第七中隊（機關銃一小隊（十分配放） 迫撃砲一門（長以下二名） 自動貨車一ヲ屬ス）ハ「クアラピラ」警備隊トナリ「クアラピラ」ニ位置シ 同地及其附近ノ掃蕩並ニ迅速ナル治安肅清ニ任ズベシ

五 第八中隊（機關銃一小隊 迫撃砲一門 自動貨車一ヲ屬ス）ハ「クアラクラワン」警備隊トナリ「クアラクラワン」ニ位置シ 同地及其附近ノ掃蕩並ニ迅速ナル治安肅清ニ任ズベシ

六 爾餘ノ諸隊ハ「セレンバン」ニ位置シ 同地及其附近ノ迅速ナル治安肅清ニ任ズベシ

七、各警備隊ノ掃蕩並ニ治安肅清擔任區域別概要
圖ノ如シ

八、機關銃中隊長ハ機關銃一分隊ヲ第六中隊ニ同一小隊
（一分隊款）ヲ第七中隊ニ同一小隊ヲ第八中隊ニ各々現
在地ニ於テ配屬スベシ

九、大隊砲小隊長ハ迫撃砲二門（長一兵ニ）ヲ第六中隊ニ
同一門（兵ニ）ヲ第七中隊ニ同一門ヲ第八中隊ニ各々
現在地ニ於テ配屬スベシ

携行彈藥ハ各砲共三十發トス

一〇、大隊自動車班長ハ各警備隊ニ自動車一（運轉
手ヲ屬ス）ヲ各々現在地ニ於テ配屬スベシ

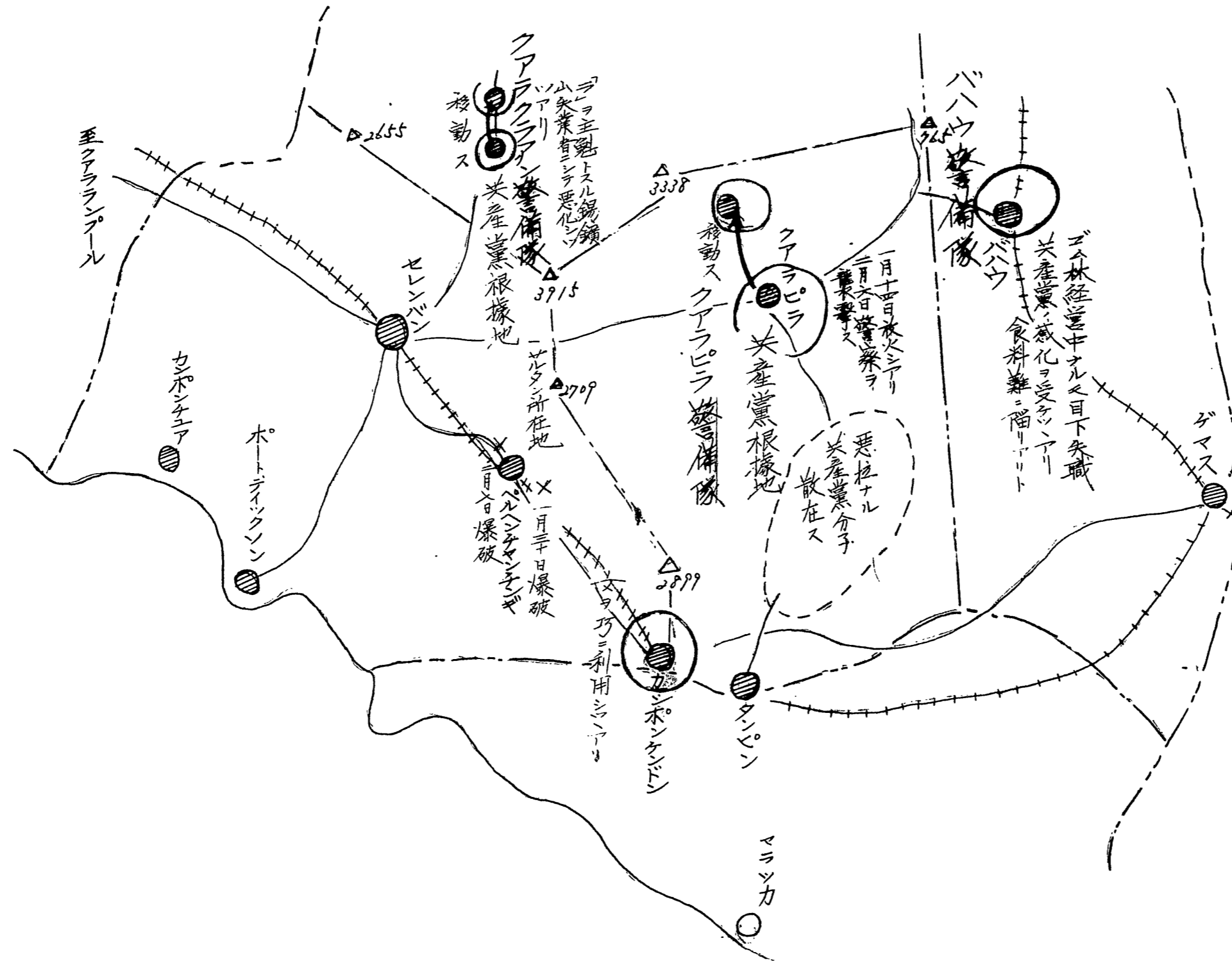
一一、各警備隊ハ明二十八日〇九〇〇現在地出發各警
備地ニ向ヒ前進スベシ

其ノ細部ニ關シテハ別命ス

東京・大橋町

0173

別紙
敵性分子ノ状況及各種警備地域境界要圖



0174

ニ治安肅清ニ關シテハ、南警備隊治安肅清要領

「本期治安肅清間ニ於ケル聯隊長指示事項」及

「同追加」ニ據ルベシ

一、予ハ明ニ八日先ヅ「クアラ」ニ警備隊ト共ニ同地ニ到ル

第二大隊長代理 西原 大尉

下達法 各隊長ヲ集メ要旨口達後各隊命令受領者

ヲ集メ口達筆記セシム

命令 九

西作命第九號

第二大隊命令

二月二十七日ニ〇三〇

一、大隊ハ明ニ十八日〇九〇〇現在地出發各警備隊

ヲ新駐地ニ向テ前進セシメントス

ニ「クアラ」ニ警備隊ハ捷路ヲ經テ直路新駐地

ニ向テ前進スベシ

三、第五中隊長ハ歩兵一小隊ヲ各警備隊配置間大

0175

隊本部護衛ニ任ゼシムベシ

四、第七中隊（配属故如）ハ尖兵中隊トナリ「セレンバン」

「クアラピラ」道ヲ「クアラピラ」ニ向テ前進スベシ

本隊トノ距離概ネ三〇〇米トス

五、爾餘ノ諸隊ハ本隊トナリ明ニ十八日ハ五〇迄ニ聯隊

本部前ヲ先頭トシ左記行軍序列ニ依リ北面ノ途

上縦隊ニ集合スベシ

左記

大隊本部 第六中隊 第五中隊ノ小隊

自動車部隊

但シ第六中隊ハ「クアラピラ」到着後速カニ新駐地ニ向

テ前進スベシ

六、各警備隊ニ西作命第五號ノ外連駐、為自動車

ヲ左ノ通協力セシム

東京・大橋納

0176

大隊本部（第五中隊ノ一小队ヲ含ム）

第六第七中隊

第八中隊

各一

二

×自動車班長ハ自動貨車五台ヲ差込シ前項輸送

ニ協力セシムベシ

ハ各隊ハ所要ノ材料ヲ自動貨車ニ依リ運搬シ人員ハ

従ベテ自轉車ニ依リ行動スベシ

九、各隊ハ當日ノ晝食ヲ携行スベシ

三、各警備隊ハ糧秣（携帶口糧甲）十日分ヲ大隊本部

第五中隊ノ一小队ハ三日分ヲ携行スベシ

爾後各警備隊ノ糧秣補給ハ大隊本部ニ於テ擔

任ス

二、予ハ明ニ十八日第七中隊ト共ニ先ヅクアラピラレニ到リ

後「ハハウ」及「クアラクラロシ」警備隊ヲ監視ミタル後



現在頁 月 日	八 八 名
二月二十八日 金曜日 晴 於セレンバンークアラポラ	<p>「セレンバン」ニ位置ス</p> <p>第二大隊長代理 西原大尉</p> <p>下達法 各隊長、集メ要旨口達後各隊命令受領者ヲ 集メ口達筆記セシム</p>
一、中隊ハ七時起床、八三〇出發準備ヲ完了ス	
二、西原一等兵ヲ聯隊本部事務整理ノ為 松永上等兵ヲ 兵器修理ノ為 諏訪一等兵ハ大隊本部自動車修理ノ 為各々「セレンバン」ニ残留セシム	
三、中隊ハ尖兵中隊トナリ 橋本小隊ヲ尖兵トシ本隊ノ先頭 ヲ「ホ」ホヲ先ヅ「クアラポラ」ニ向ヒ前進ス 途中道標ハ 哩頃ヨリ急峻ナル坂道トナルモ一名ノ落伍者モナク一三 三〇着直ニ郡長維持會長ト會見、後市以巡視ヲ	

東京・大橋納

0178

